

次期「防衛大綱」「中期防」での軍事力強化の中止を求める意見書（案）

報道によると、今年末に策定が予定されている「防衛計画の大綱」（以下「防衛大綱」）及び「中期防衛力整備計画」（以下「中期防」）においては、従来の防衛政策を大きく逸脱する文字どおりの「軍事力」の強化が打ち出されるとのことである。

まず次期主力戦闘機と位置づけられている「F35」に関しては、すでに「F35A」42機の取得が予算化されていたところに、さらに「F35B」も含み100機追加調達、さらに「F35B」運用を前提に、現有の「ヘリコプター搭載型護衛艦 いずも」を「空母」に改修し名称も変更予定との報道である。

「空母」保有は、いうまでもなく我が国の防衛の基本であるはずの「専守防衛」及び「日米安全保障条約」第4条に規定された「極東条項」を根底から否定する案件である。

すでに本年度防衛予算並びに来年度概算要求においても、これまで類を見ない「敵基地攻撃能力」「先制攻撃能力」を有した案件が、列挙されている現状がある。未曾有のスピードで進む「超高齢社会」の中で、国民生活に絶対に必要な社会保障関予算の強引な圧縮が続いているにもかかわらず、「F35」追加調達と「空母改修」などの「軍事力」強化が、次期「防衛大綱」と「中期防」には盛り込まれようとしている。そのすべてに、貴重な税金が大量につき込まれようとしているのである。

東アジアの安全保障環境をいたずらに刺激し、軍事優先に誘導する我が国の「軍事力」強化に多額の予算を盛り込むことは問題であり、これまで自民党政権が主張してきた専守防衛にすら逸脱する懸念がある。次期「防衛大綱」「中期防」は、平和憲法の理念並びに現在の安全保障状況の客観的考察に基づいて、「軍事」優先ではなく「外交」努力にこそ活路を見出し、防衛予算を拡大しないよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

千葉県議会議長

内閣総理大臣

防衛大臣

外務大臣 あ て